

## 富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する製造の請負並びに物品の売買及び借入れ（以下「市請負等」という。）の適正な履行を確保することを目的に、製造等入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が請負等に関して事故、贈賄、不正行為等を起こした場合の指名停止等について、必要な事項を定める。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が市内において生じた事故等に基づく措置基準（別表第1）及び贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（別表第2）の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、入札執行者は、市請負等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止を受けている有資格業者を指名してはならない。この場合において、当該有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置

要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号及び前2項及び第4条第1項第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。なお、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第2第5号及び第7号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者の指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は富士宮市の職員（以下「市職員」とい

う。)が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。

(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

(5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)

(報告)

第5条 課長は、所管する市請負等について別表第1の措置要件に該当

すると認められるとき又はその疑いがあるときは、速やかに事故等発生報告書（第1号様式）により、その所属する部の部長に報告しなければならない。

- 2 課長は、第3条及び前条各項の規定に該当すると認められるときは、速やかに指名停止期間の変更（解除）について（第2号様式）により、その所属する部の部長に報告しなければならない。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（第3号様式）、指名停止期間変更通知書（第4号様式）又は指名停止解除通知（第5号様式）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市請負等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則（平成19年7月2日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p>	
<p>1 市請負等の契約に係る手続において、入札参加資格審査申請書、資格資料その他の提出書類に虚偽の記載をし、市請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>市長が当該認定を承認（以下「当該認定」）をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（過失による粗雑等）</p> <p>2 市請負等を過失により粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>3 市請負等の契約履行に当たり正当な理由なく契約を履行しなかったとき。 （安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>4 市請負等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 （安全管理措置の不適切により生じた請負者等関係者事故）</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>5 市請負等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p>	
<p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が富士宮市の職員（以下「市職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p>	<p>4 か月以上 1 2 か月以内</p>
<p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時市請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が静岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が静岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>1 か月以上 2 か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反）</p>	
<p>4 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 4 か月以上 24 か月以内</p>
<p>5 市請負等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p>	
<p>6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 24 か月以</p>

<p>は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>7 市請負等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （不正又は不誠実な行為）</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市請負等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市請負等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
--	---